

第 15 回新潟市都市景観審議会議事録

開催年月日	平成 19 年 1 月 23 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分		
開催場所	新潟市役所本館 6 階 議会第 1 委員会室		
	委員氏名	出・欠	備 考
会 長 会長職務代行	小 磯 稔	出	議事録署名
	大 熊 孝	出	
	西 村 伸 也	出	
	山 崎 完 一	出	
	高 松 智 子	出	
	安 田 文 子	出	
	伊 藤 宏	欠	
	鈴 木 裕 美	出	
	星 山 健 佑	欠	
	山 本 惠 子	出	
	加 藤 紘 一	出	
	川 崎 弘	出	
	中 野 繁 子	出	
	渡 辺 春 彦	出	
	鎌 田 一 郎	欠	
	上 田 茂 樹	出	
	田 澤 則 夫	出	議事録署名
中 野 進	出		
山 崎 ア ヤ 子	出		
折 笠 レ イ 子	出		
	出席委員合計	17人	

高井街づくり推進課長補佐

ただ今から、第15回新潟市都市景観審議会を始めさせていただきます。

委員の方々には、ご多忙のところご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます、街づくり推進課課長補佐の高井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の会議の取材を希望しております報道機関より、撮影等の許可を求められておりますので、小磯会長、許可してよろしいでしょうか。

小磯会長

許可します。

高井街づくり推進課長補佐

それでは、会議はお手元に配付させていただきました次第の順に進めさせていただきます。

なお、会議録作成のため録音をさせていただきますので、ご発言の際にはマイクをご自分の方に向けていただき、赤いスイッチを押してご発言ください。終わりましたらまた赤いスイッチを押してください。

議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。まず本日の次第、次に、事前に送付させていただきました「新潟市景観計画(案)」、さらに資料1といたしまして都市景観審議会の答申である「新潟市景観計画について(答申)」、資料2といたしまして「第14回都市景観審議会の意見に対する対応」、資料3といたしまして「一般区域における建築物の基調色について」、資料4といたしまして「届出対象行為の修正について」、資料5といたしまして「新潟市景観計画正誤表」、以上であります。よろしいでしょうか。

それでは以後の議事進行を小磯会長にお願いいたします。

小磯会長

それでは、皆様のご協力をいただいて会を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、伊藤委員、星山委員、鎌田委員の3人が欠席でございますけれども、20名中17名の委員からご出席していただいておりますので、会議は成立致します。新潟市都市景観審議会規則第5条第2項の規定により、会議が成立しているため報告します。

まず、新潟市都市景観審議会運営規定第4条の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただきます。議事録署名委員には、今回は高松委員とそれから田沢委員の両名をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは本日の議題、景観計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

池田街づくり推進課長

街づくり推進課長の池田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から景観計画の最終案につきましてご説明申し上げます。

はじめに資料1をご覧いただきたいと思っております。資料1は都市計画審議会からの答申の内容でございます。景観法の中で、景観計画を策定するにあたりましては、都市計画と密

接に関わる部分があるということで、都市計画審議会の意見を聞くこととされております。平成 18 年 11 月 15 日に諮問いたしましたして、同 12 月 1 日に開催されたものでございます。この中でご審議いただいた結果、原案のとおりということで答申をいただいております。

1 枚めくっていただきますと、参考送付という形でついておりますが、原案については原案どおりということでございますけれども、今後、景観行政を進めるにあたりあるいは景観計画にのっとって景観誘導を進めるにあたりまして、ここに書いてあるようなことで一つひとつを読み上げることはいたしません、いずれも非常に適切なお意見、ご要望をいただいておりますので、今後、我々が主として景観行政を進めるうえで尊重してまいりたいと考えております。

次に資料 2 をご覧いただきます。こちらの方は、これまでの景観の審議会の中で、特に 14 回にいただきました景観計画についての意見についての対応、今回修正を加えたもの等のことを一覧でお示ししております。左側がいただいたご意見でございます、右側がその対応案ということでございます。

はじめに景観計画区域の意見でございますが、この後ろにもはってありますけれども信濃川本川大橋下流沿岸地区の区域について、一部区間が我々の方では少し不明確な部分があったのですが、道路の計画を見据えた区域で設定すべきではないかというご意見をいただきました。具体的にはこの辺の区域になりますけれども、道路用地がまだ未決定ではありますが、その前後の道路の見通しで境界線を定めることといたしました。先回お示したときには、少しずれた形になっていたのですが、前後の見通しで今回修正を図らせていただきました。

2 番目、良好な景観形成に関する方針の中で、もっと歴史的なまちづくりということを表現してもいいのではないかというご意見でございます。これにつきましては、私も基本理念の中に情緒あふれる歴史文化と豊かな人情を大切にす等々、歴史についてはその観点、視点を盛り込んでいると考えておりますので、この表記についてはこれでうたっているということでご理解願えればと思います。なお、歴史的な景観によるまちづくりということでは、景観重要建造物の指定等によりまして積極的に進めてまいりたいと考えております。

3 番目の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項のところでございますけれども、この中で、景観形成基準の仕上げ材の部分では、もう少し事例を挙げながら基準作りの表現、形容詞等について検討していただきたいというようなご意見でございます。これにつきましても、建築物等の用途等に応じまして色々非常に種類が多様でありますので、まずは原案の表現とさせていただく中で、今後運用を進めていく上でこういった姿勢をしっかりと持ちながら、弾力的に対応してまいりたいと考えております。

次に同じく 3 番の項目で、色彩の表現で「けばけばしくならないよう」という表現は適切なのかというご意見をいただきました。これにつきましては、我々も他都市、先進市の事例等も調査したところでございますが、特に景観に力を入れている京都市ですとか金沢市におきましても、この「けばけばしい」という表現を使っております。一般の方々にも印象はともかく、すこし派手すぎるといふ表現は伝わるのかなということで、この表現をそのまま使わせていただきたいと思っております。なお、色彩について、規制の値をもう少し明確にするために、マンセル値のうちの色相、明度、彩度、このそれぞれの項目で基準をはっきりと数値的に加えております。この詳しい内容については、後ほどご説明申し上げます。

と思います。

次でございますが、マンセル記号値6といわれてもよく分からない、色見本を付けたらどうかというご意見でございます。これにつきましても、広く実際に事業をされる方々に理解していただくために、今後、色彩ガイドラインなども作成していきたいと考えておりますので、このような形で、運用の中で努めてまいりたいと思います。

ページをめくっていただいて4番の景観重要建造物、景観重要樹木の指定のところでは特にご意見という形はございませんでした。

5番目の屋外広告物の関連ですが、屋外広告物についても配慮が必要ではないかということでございまして、そのとおりでございます。我々景観計画の中で屋外広告物の景観に及ぼす影響については非常に大きいものがあると認識しております。ただ、法律的な枠組みということで、屋外広告物条例で、こちらの方で規定するということとされておりますので、具体的には屋外広告物条例の中でうたってまいりたいと考えております。なお参考に、「屋外広告物の設置許可基準改正(案)」につきましては同封させていただいておりますので、これにつきましても後ほど、ご質問等があれば伺わせていただきたいと思います。

最後6番目のその他でございますけれども、ごみステーションなどについても景観行政の中で努力していただけたらと言うご意見でございました。今回、景観計画の中にごみの置き場についてあまり明確に表現がなかったところがございますので、「ごみ置き場は、収集口が道路側に直接面しないようにするとともに、建築物本体との統一性をもたせ、植栽による修景にも努めること」ということで追加修正したところでございます。

以上が、都市計画審議会並びに前回の当審議会におきましていただきました意見に対する対応でございます。

それでは、これまでのご説明等でいただいたご意見を踏まえまして、景観計画を最終的に修正したところにつきましてご説明申し上げたいと思います。修正部分に網かけをしておりますので、主にそこをご説明させていただきたいと思います。ページにいたしますと6ページをお開きいただきたいと思います。

3の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項でございますが、こちらにつきましては資料4をご覧くださいと思います。これまでと内容は変わっていないわけですが、今回、景観条例とセットで法律文章との整合を図るということで、表現を色々と修正、調整したものでございます。資料4の下に修正の理由というふうでございますが、法律条文、表現との関係から、より分かりやすくすることを念頭に、例えば、「超える又は」という表現につきましては、「超え、又は」という表現、「過半となるもの」というものにつきましては「2分の1を超えるもの」という表現、次の「法面」の関係でございますけれども、このような形で文言の修正をしたところでございます。さらには、「地盤面」という表現が加わっているのですが、特に建築物は地盤面に建っていることから、当然といえば当然なのですけれども、例えば屋上の上に建てられる屋外広告物のような事例ですとか、ペントハウスの事例のようなものもございまして、工作物につきましては、明確に「地盤面からの」ということを景観計画の中に入れ込んでおります。

次に7ページでございます。7ページの主に色彩の関係でございますが、資料2の景観審議会の意見に対する対応の中でも、建物の色彩についてマンセル値によるそれぞれの基準を修正させていただいたというご説明をいたしました。前回までの色々なお話、さらにはパブリックコメントを経た数値として、マンセル値による6以下、これについてはし

っかりと守ってくださいということを、この審議会の中でもご説明申し上げてご理解をいただいたところでございます。パブリックコメントでもこれについてはその方向性が認められたのではないかと考えております。さらに、それに加えまして、一応の努力義務、さらにもっと細かい色の規制については、なかなか利害調整等があってもう少し時間がかかるということも、前回の審議会でもお話しさせていただいているところですが、とはいえ、指導の方向性、ある程度の目安、ガイドライン的なところということで、努力目標としてより細かくマンセル値による明度、色相、彩度、これらについての目標、目安というものをこのように表現いたしました。

具体的には、資料3でカラーのA3のペーパーを添付してございますが、それぞれの色相ごとに明度、彩度の我々の目指したい範囲、こういったことを入れております。この見方でございますけれども、四角で囲ったそれぞれの例えば黄色系とか青系とか、赤系とかがあるわけですが、それぞれの系統の中のこの四角の範囲になるべく収めていただきたいという、そういうことでまずはスタートしていきたいと考えております。こちらは建物の色でございます。

次でございますが、建築物上部ということで、この辺の表記を変えたところでございます。建築物という表現があれこれと不統一な部分があったので、建物とか色々言い方があったのですが、「建築物」という表現で統一を図っております。一番下ですが、先ほど資料2のところでも触れましたごみ置き場について、外構及び植栽のところでも付け加えております。

次に9ページでございます。9ページにつきましても文言の整理でございます。書いてある意味は同じでございますけれども、その他の条文ですとか計画の中での他の項目との文章表現と整合を図るために、文章の順番を入れ替えたりというような形にしております。資料4の2ページに修正の理由として、景観条例の条文の表現ですとか一般区域における表記と整合を図るように、それぞれの文章の統一を図るような形で修正を行っております。

次に10ページも、外構及び植栽、それから建築物ということで文言を整理しております。

なお、資料5でございますが、今ほどご説明申し上げました7ページの景観形成基準の表中の色彩の部分の表現で、マンセル値という言葉が多用されておまして、これについても文章をすっきりと整理させていただいて、このように改めたいということでございます。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いたします。

小磯会長

ありがとうございました。

それでは「新潟市景観計画(案)」につきまして、ご質問、ご意見をお願いします。なお、議事録作成の関係から、ご発言に際してはお名前をおっしゃってからお願いします。それから今回、この計画案、内容的に長いので色々なご意見をいただくときに、前にいたり後ろにいたり、飛ぶと分からなくなるので、私の方で幾つかに区切らせていただき、各区切りごとにご意見をいただきたいと思います。今回いただいたご意見はこの審議会の意見にするか、あるいは参考程度、この次に諮るとき、改良したりするときの参考にしておいてほしい、個人的な意見であるという、二つのどちらかの内容でお伺いします。ですか

らご発言のとき、最後までいいですからこれは私の意見だと、あるいは審議会の意見として諮ってほしいというような希望をおっしゃっていただきたいと思います。こちらで希望があれば、それについて賛否をとらせていただきまして、過半数2分の1以上の賛成があった場合は修正意見としてこの案に付け加えさせていただく。こういった考え方で進めていきたいと思います。

それではまず、1ページの1番の景観計画区域、これについてご意見あるいはご質問がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。では2ページ、3ページ、良好な景観の形成に関する方針、これについてお願いします。だいたい今まで審議されたことを元にたたき台としてここに案を作っているわけです。そこら辺をご確認のうえ質問、ご意見があったらお願いします。

田澤委員

後で読んでみて気づいた点なのですが、3ページの《個性豊かなにぎわいのある景観の形成》という、この中に特に今年度4月から田園型政令市になっていく中で、都市と農村の交流というのが非常に大きなキーワードになっていくと思います。にぎわいを創るのは、建物等の構造物という物質的なものではなく、そこに交流する人々の営みがあって初めて成り立つものと思います。そういう意味では、新潟の古くからの市場とか、あるいはファーマーズマーケットだとか、いわゆる非日常的な仕掛け空間と併せてそこで演じられる暮らしの風景が、姿として見えてくるような表現があったらいいというのが個人的な意見としてありました。

小磯会長

ただ今の田澤委員のご意見について、これは文言にいわゆるにぎわいを作る仕掛けづくりというものを感じさせる文言を入れてほしいということですね。

田澤委員

パフォーマンス景観といいますかそういう意味です。

小磯会長

これは先ほど言ったように、この審議会の意見としたいというご意見でしょうか。

田澤委員

個人的な意見として、そう思っただけです。

小磯会長

これからそういったことを参考に検討していくということでもいいわけですね。

田澤委員

そうですね。はい。

小磯会長

他にございますか。次に進んでいいでしょうか。

それでは4ページ, 5ページ,(4)の基本方針,それから(5)特別区域の方針,ここについてご意見,ご質問がありましたらお願いします。

鈴木委員

意見というか質問というか,特別区域ですけれども,現在2地域を指定されていらっしゃるんですが,今後,地域も新潟市としては広がってくるわけですけれども,さらに箇所を増やしていった方が個人的にはいいと思うのです。その辺のところの意図を表現に盛り込んでいただけたらいいなという,個人的意見も含めまして。

小磯会長

現在指定されている2地域,二葉町と信濃川沿い,この他に数をこれから検討して増やしていくという文言を,この中に入れたらどうかというご意見です。これに対していかがでしょうか。

田澤委員

前回も少しお話ししたと思いますが,やはり広島のようなケースもありますので,規制をかける部分とバッファゾーンというのでしょうか,緩和エリアといいますか,そういうエリアを設定し,少しずつ特別地域を増やしていけるような,手だてというか仕組み等が必要に思います。それは運用の中で議論されていくものかもしれませんが。設定してしまいますと,それを改めて指定するということの議論が必要になってきますから,この場でできるものかどうかも含めて検討の必要を感じています。

小磯会長

今,お二方から意見が出ましたけれども,特別地域を今後増やしていく,その考え方を文章として織り込むには,少し戻って基本理念の中の(3)の項目の中ではないかと思うのですけれども,ここに審議会の意見としてこの文言を入れたいというようなことでしょうか。皆さん,どうでしょうか。

山本委員

鈴木委員の意見に賛成で,新潟市が合併して広がっているのです,全部がみんな分からないところもあると思うので,いずれ増やせるという含みをもたせて入れておいた方がいいような気がします,審議会として。

小磯会長

分かりました。

今,ご意見の中で3人の委員の方からこの文言は入れておいた方がいいのではないかというご意見が出ました。いかがでしょうか,これについて。入れる場所としては,私自身の考えですけれども,3ページ(3)のところですね,長期的,総合的な取り組み,そこら辺に入れるとすれば入れるか,新たに項目を作ってここの後に入れるか,これは事務局にお任せするとして,こういった含みをもたせる文言を入れた方がいいという方,手を挙

げていただきたいと思います。全員ということで、これは事務局の方、記録してください。

中野委員

今の意見に関連しているのかもしれませんが、将来、特別区域を拡げたらどうかというご意見だと思うのですが、一般区域と特別区域の違いというか、一般区域は特別以外のところすべて一般区域というということに決めておられるようですから、これは、私の認識としては、特別区域の方がより厳しいというか規制を強くかけるということなのではないでしょうか。

小磯会長

事務局の方で法的に詳しく答えてほしいと思うのですが、特別区域というのは例えば二葉町などですと、住民の方々の総意があって、そして行政と共に色々な規制を自主的に決めたようなところがあると思います。それから信濃川沿いについても地権者の方々のご意見を聞いたのではないかと考えるのですが、そこら辺、報告、返事をお願いします。

池田街づくり推進課長

まず、この景観計画が対象となる区域というのを市全域で設定しております。市全域が一般区域という枠でございまして、さらに地区ごとに特性に応じた特色のある景観形成を進めるべきであろうという、そういった地区を特別地区ということで設定しております。従いまして、個性ですとかその守るべき景観という大前提の中で、規制は一般区域よりも厳しいというのが大前提という形になっております。

小磯会長

よろしいでしょうか。

中野委員

もう一つ、少し戻りますけれども、2ページの真ん中ほどに「さらに、景観は市民共通の資産であり、「にいがた」らしい景観を実現していくためには、市民が主体的に取り組むことが必要である」とうたっているわけですが、「にいがた」らしい景観ということですが、「にいがた」らしい景観というのはここに四つありますが、《四季折々の》とか《情緒あふれる》とか《田園につつまれ》だとかということなのですか。それともその他に「にいがた」らしいということは何があるのですか。質問したいと思います。

池田街づくり推進課長

今、中野委員おっしゃるように、こちらに挙げております基本理念が我々の考える一番新潟らしいという、そういった特徴的な部分だと思います。四季が美しいこと、それから水辺や田園に恵まれていること、みなとまちの歴史等、それから人情、こういったところが「にいがた」らしさだと思います。こういった「にいがた」らしさというのは、市民一人ひとりのそれぞれの心の中に宿っているものと思いますが、代表的にこのような形でとらえております。

小磯会長

この件についても、今までの自分が参加した委員会、ずっと最初から見ますと、この新潟らしいという定義が非常に難しいわけですね。田園的と一言で言える場合もあるし、あるいは水や海や緑、そういった具体的な名前を並べるといってもありますし、あるいは人情、そういったものも出てきます。そういうふうなことを、ずっと最初の景観審議会のころから色々な言葉が出て、それがここでは最終的にまとまってきたと思います。前回か前々回も、三つぐらいだったのが一つ増やした方がいいのではないかという理念が出てきて、4項目になったと思うのですけれども、何か例えば中野委員の方で、こちら辺を加えてとか検討したらというようなことがあったらお願いします。参考意見で結構です。

中野委員

よく見ると、2ページの(2)基本目標に、《自然を生かしたうるおいのある景観》、《歴史と文化を感じさせる》とか、《個性豊かなにぎわいのある景観の形成》とか、《市民主体のふれあいとやすぎを感じさせる景観の形成》とか、色々あるのですが、これはそのとおりですが、新潟以外でも全部そうではないかという気がするので、なぜ新潟市だけがこうなのか、さらにもう少し突っ込んだ新潟らしさというものがないのかなという感じです。この四つの項目であれば例えば酒田でも秋田でもいいかもしれないということで、新潟ということを強調するにはまだ少し具体性に欠けるかなという気がしておりますが、では何だといわれてもなかなかないのですけれども、どうなのでしょう。

小磯会長

非常にこのところは理念として難しいと思うのです。しかし、やはりこの新潟の田園型を美しく守っていくという考え、コンセプトの元には、やはりそれに近いような目標を挙げて、それについて美しくしていくという姿勢は必要ではないかと思うのです。今、中野委員がおっしゃったように、この項目もこれから先、改良を加えていくに当たって、今のような深く突っ込んだ時間があれば、新潟とは一体何なのだろうかということから始まっていかなければいけないと思うのですけれども、これを作るについても、かなり新潟らしさを演出するためにはどうしたらいいかという考え方の元にこういった文言ができたのだと思います。

中野委員

そういえば堀とか、信濃川に全部つながっている水体系といいますか、そういうものをもっと強調するとか、あるいは海岸と松林といったあたり、みなとまちであるから港の付近の景観美とか、あるいはその付近のにぎわいとか歴史的な風物とかいうことを、もう少し具体的に取り上げると、「ああ新潟かな」という感じがしてくるのです。

それから、一般的なことなのですが、まずアーキテクチャー、建造物のことばかりを強調しないで、自然体系、水とか緑とか森とか、そういうものですね、世界中の素晴らしい景観だと思われる街は、ほとんどアーキテクチャーではないのです。すごい森があったり、すごい水体系があったりということであって、アーキテクチャーを強調しすぎているかなという感じがしないでもない。

例えば二葉町の地域などは、将来全部生垣にするとか、これは田園調布とか成城は全部そうですから、そういうかなり強い規制をかけてもいいのではないかと思ったりもしているのですが、そんなこともどこかに触れられればいいかなと思っております。

小磯会長

これは将来的な考えでよろしいでしょうか。他にございますか。

大熊委員

今、中野委員から色々ご提案があって、そういう感じもするのですが、2ページの基本理念の前半には、かなり新潟らしい景観の話が3段か4段にわたって書かれていますので、これを受けてということで、4項目というのが次の四つを景観づくりの基本理念とするというようなことになっているので、新潟らしさというところをもう少しうまく表現すれば、2ページの文章でかなり表現されているので、ここをもう少し工夫すればいいのではないかと感じましたので、一言付け加えさせていただきます。

小磯会長

例えば自然を生かしたうるおいのある景観の形成の、下の文言などをうまく利用すればということですか。

大熊委員

はい。あるいは、上に書いてあるわけですから、以上のような新潟らしい景観をとかいう、そのような表現をうまく加えていけば、文章が作れるのではないかというふうに感じました。

小磯会長

今、中野委員、大熊委員から色々ご意見、もう一人、田澤委員ですか。

田澤委員

今の議論のお話でしょうか。

小磯会長

少し戻っていますけれども、4、5ページのところですから、どうぞ。

田澤委員

5ページですけれども、特別区域の方針の、本川大橋下流沿岸地区ということで、(ア)の萬代橋を生かした景観づくりを進めるという言い方のところに関して、本川大橋までの景観設定とすれば、いわゆる景観をリードする公共施設として「りゅーとぴあ」、「みなとぴあ」、いいか悪いかは別として「県庁」があるわけですね。そうすると、これを読むと萬代橋だけに調和した景観を進めるという言い方になると思います。沿岸の景観調和を考える場合、そこに立地する公共施設等も加えた表現が望ましいと思います。特に景観を作るにもお金がなければ出来ないわけで、大きな税金を投入した「りゅーとぴあ」とか「みな

とびあ」,「朱鷺メッセ」が,沿岸地域の景観の模範例という設定とっていましたから,これらも加えて,景観の調和する対象物としてとらえるような表現があった方が,今後沿川に建てる事業者とか民間の建築活動には参考になろうかと思っております。

小磯会長

今の田澤委員の意見は置いておいていただいて,2ページ,3ページに関して中野委員,大熊委員から意見が出ました。これは将来の検討事項として,事務局で控えて,そして文言を作るときにそれを検討課題として入れてほしいということによろしいでしょうか。

そして信濃川沿いの地区に関して,田澤委員から萬代橋ばかりではなく他の施設も,ここに含ませてはどうかというご意見が出ました。これについて,どなたか他にありますでしょうか。

中野委員

萬代橋を生かした景観づくりは,柳都大橋から萬代橋,さらに八千代橋,昭和大橋,ずっとありますね。信濃川に架かっている大きな橋はそれぞれ生かしたいですね。特に柳都大橋の下流付近,名前は柳都大橋という名前を付けたわけですがけれども,柳がないんですよ。あの辺は将来的に,スペース的にぎりぎりではありませんので,今のうちから将来大きな柳の木に育つようなスペースを作っておいて,そこにあらかじめ植えておけば,100年くらいたつともものすごくいい木に育ちますので,そんなことも考えたいなど,個人的には思っているわけです。だから,今の田澤委員の言われたように萬代橋だけでいいのかどうか,その辺をご検討いただいたらいかがでしょうか。

小磯会長

この地区の理念として萬代橋という文言が出てきたのは,これは萬代橋が国の文化財に指定されたということと新潟の顔であるということで,ここを中心ということで萬代橋を生かした景観づくりを進めるというふうに表記したわけですがけれども,ただ今のご意見で他の施設,建造物の名前を入れるか,あるいは萬代橋の他に柳都大橋あるいはその他の昭和大橋とか八千代橋とか色々ありますけれども,そういったものも含めるか,あるいはご意見としては,ここにずっと赤で後ろに貼ってあるように,沿岸がずっと表記されているので,それぞれの名前は入れなくてもいいのではないかとか,色々ご意見があると思うのですけれども,もう少しご意見を聞いて決をとりたいと思います。

大熊委員

私は,萬代橋はそれなりに評価がある程度固まっていると思うのですけれども,例えば歴史博物館の新しい建物,あれがいいかといったら,私は必ずしもいいと思いませんし,柳都大橋もまだ決して市民が絶対的に親しめるような橋なのかということ,規模が大きかったり色々な面もありまして,それからりゅーとびあの建物の評価も,まだ定まっていないような気がします。そういう意味で,具体的な個別の名前を挙げるのは,なかなか難しいのではないかなというのが率直なところです。旧税関は入れていいと思うのですけれども,あの景色を壊しているのはどの建物かという問題もありますから,ここに旧税関の名前を入れられないなという感じもするのです。そういう意味で,具体的なものを入れる

のは、もう少し見合わせた方がいいのではないかと考えます。

小磯会長

大熊委員の方からは萬代橋を中心として、他のところはもう少し見合わせた方がいいのではないかというご意見が出ました。

鈴木委員

川に関しまして沿川の建物に対する評価は、これから進めていくところだと思うのですが、特に関しましては、最初に作成するときに市側からも航空写真を撮っていただいたりとか、特に玄関から直接つながるといことで重要視されていたと記憶しております。ですから、他の地域に関しては検討してももちろん文言に加えていくにしても、例えば一番最後の部分に、「特に萬代橋は」というような表現でお加えになったらいかがかと思ひます。

小磯会長

ありがとうございます。それでは、他の施設もというご意見も出ましたけれども、一方では、今の事情からやはり萬代橋を中心にこの文言で「萬代橋を活かした」としたらどうかと出ました。まとめますと、他の橋あるいは建造物、そういったものの名前を表記してほしいというご意見、これについてはいかがでしょうか。将来的な検討課題としていただいて、現在、理念としては萬代橋を活かした景観づくりを進めることではいかがでしょうか。いいでしょうか。

それではこの項目はそうにさせていただきます、次に6ページ、7ページ、8ページまで、3番目の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項という項目、(1)の一般区域について、色々な文言があります。色彩の表示などもあります。こちらで質問、ご意見がございましたらお願いします。

高松委員

7ページの色彩のところですが、具体的にマンセル値によって表記されるようになっておりまして非常によろしいかなと思ひますが、外観の基調色というのは、ほぼY R系というのがだいたい大きな面積を占めておりまして、そのところが、色相がRまたはYの場合とはいうことで、Y Rの値が抜けているのです。その他は全て、G Y、G、B Gと連なって、すべての色相がここには網羅されているのです。私の調査の結果によりまして、建物の主流はY Rがかなり多いのですけれども、Y Rが抜けていることと、三属性による明度、彩度の基準値を設定した根拠といひますが、その辺を教えていただけたらと思ひます。

小磯会長

まずこの表記でたたき台を作るときに、Y Rというマンセル値による彩度6以下にすること、そして他の色相では、6ですと非常にけばけばしかったり派手なものが出るので、入れましたけれども、そこを抜いたというのは6以下とするのが、書いてないからY R、だいたい色系統に当たるといひことでやったのですけれども、少し分かりにくいわけですね。

ここまで入れるのであれば、Y Rは彩度6以下とするというふうに、高松委員の場合はしたほうがよいというご意見ですね。抜けているように、イメージとして感じてしまうということですね。

高松委員

はい。それとY Rというのは非常に業界的には多い外壁色なのでですね。この参考資料を見ますと非常に発色が悪くて、実際には面積が広がりますので視認性はかなり高いはずなのです、Y Rというのは。そこをもって彩度6というふうに数値を上げているのですね、RもしくはYよりも数値が上がっているのです。ここのところが少し疑問に思いますというところですね。

小磯会長

これに関しては、検討会のときに私自身も同じような意見をかなり出したのですが、自然の素材については別に、ここではなく細かく指定するときに、自然素材は別というようなことを加えることになるのではないかと思います。あと6にしたということ、それからこういった表示にしたということ、これは事務局の方で整理したので説明したいと思います。

事務局

表現としまして、今回総合的な基準、つまりどの色を使っても景観法に基づく変更命令が出せると、そういったものにつきましては、どの色についても彩度6を超えたらダメですよということで決めました。それ以外の、つまりY R 6以外のR系、Y系につきましては、努力目標として彩度4以下にしてください、それとY R、Y、R以外の色につきましては、彩度2以下を努力目標にしてくださいということで、規制の部分と努力目標が併記されているので表現が分かりにくかったのかという気がしております。それでY Rだけは特に書いていないのです。彩度6というのはどの色についても彩度6を出たら変更命令を出しますという形のためのもので、努力目標ではないです。彩度6というのが規制値になっていまして、それ以外については努力目標で努めなさいという形、努めることになっていまして、その使い分けがされているということで、この表現になっています。この数値につきましては、新潟の現況の建物の色彩調査をいたしまして、こういうふうな色相の部分、あるいは彩度、明度につきましても、ある程度の範囲内にほぼ大多数を占める、あるいは過半を占めるようなところで、このような数値であれば好ましい景観が誘導できるだろうということで、突出している色彩、彩度とか明度、そういったものをある程度抑えていこうということで、この数値を設定いたしました。

小磯会長

ただ今説明がありましたけれども、よろしいでしょうか。

高松委員

設定の理由は分かりました。ただ、その中で確かに一つずつの努力目標とそれから規制の部分との区別はいいのですが、わたしが申し上げたいのはY Rが一番外壁ではどうにも

使えるというか、基準を上げたり下げたりする基準のところの色なのです、実をいいますと、自然色というのは彩度が高かろうが低かろうが、自然のものというのは馴染みますからよろしいのですけれども、外壁というのは自然のものというのが今ほとんど使われていないわけですね。ですから、そのところの規制をかけるのであれば、やはりY Rを取り上げていただきたかったなというところでの意見なのですが。

小磯会長

仮に高松委員ですと、このだいたい色系統、Y Rの場合に、おおまかな規制を考えるとしたら、彩度幾つぐらいか、今想像する数字でありますか。

高松委員

ここで一つ、自然色はそのかぎりではないということを、一応は入れていただきながら、R、Yと同じ数値にしていれば、オレンジは最近全国的にかなり増えてきているのです。新潟は少しずつですので今が一番大事なかと、実は日頃思っておりました。そんなこともありまして、R、Yが基準値4という数値をとっているのであれば、Y Rはもっと使われやすい色でもありますので、ここをもう少し明記していただけたら、使う方もらかなと思います。

小磯会長

Y RもRまたはY、ここに入れると、すなわちここで数値すれば彩度4以下ですか。

高松委員

そうですね、そういうふうにしていただければ有り難いかなと思います。自然色はそのかぎりでないというふうに、それ以上のものも多分あるかと思しますので。

小磯会長

高松委員のご意見を整理させていただきますと、今のようなご意見で、これはここでその数値について諮るといのは、拳手される方も色彩、マンセル値といのは何だろうかと、これは日本の工業規格で採用されているからこのマンセル記号値といのを使っているわけですが、マンセル記号値といのが本当は正式なのです。日本でやる場合はJIS表示、あるいはJIS記号といことになるわけですが、そういう意味を含めても、4がいいか6がいいかといことになるのが難しいので、今後の検討課題として預けさせていただいてよろしいでしょうか。

高松委員

お願いいたします。

大熊委員

7ページ一番下のところに、ごみ置き場の問題を書かれております。確か私の意見でこういうのが入ったのだらうと思って、感謝申し上げますけれども、ただ、「収集口が道路側に直接面しないようにするとともに」ということで、これだと、ごみ収集する人たちが

困ってしまうのではないのかなということも感じます。すべてのごみ置き場が道路側に収集口が面していないように作れるかということとそうでもないと思うのです。ですから、これは書き過ぎなのではないかと。せっかくなにかいいことを入れてくれたのですけれども、そんな感じがしたのですけれども、いかがでしょうか。その辺、大丈夫でしょうか。まずは質問ということで。

池田街づくり推進課長

当然ごみ収集口で、今、大熊委員がおっしゃるように道路からすぐ取り出せないような位置や配置では困るわけですので、奥まった所というのは当然考えられないのですが、例えばこれが敷地だとしまして、道路側にこういうふうに向いた形が一般的、ここから取り出す、これをこういう形で直接道路にこぼれ落ちないような、そんなことがもしできれば努力していただきたいというような意味合いで入れたものでございます。いかがでしょうか。

大熊委員

努力目標的な表現にしておいた方が、これだと道路側に面してはいけないという感じに。最後の「努めること」までにかかるということであればいいのかな。

池田街づくり推進課長

今、大熊委員がおっしゃるように、「努めること」まで、最後まですべてかかっているのですが、文章が長いということでございますので、「直接面しないように努めるとともに、修景にも配慮すること」とか、そういう形で少し分かりやすく直すような形で考えたいと思います。

大熊委員

収集口の前のところに、「できれば収集口が」というように、その前にもう一言何かあれば、その辺が努力目標であるということがわかりやすくなるのかなと思いたので。

小磯会長

よろしいでしょうか。ここら辺の文言を、もう少し修正、整理するというところでよろしいですね。「直接面しない」と規定してしまうと困るので、その意図を表現してほしいということですね。

山崎委員

教えていただきたいのですが、7ページ目、建築物上部という欄がありまして、これは屋上の看板のことを言っているのでしょうか。「建築物上部の形態を整えるよう努めること」という意味が。

事務局

屋根といえますか、一般家屋の屋根にも相当しますし、あるいはある程度の高い建物、

オフィスとかマンション等ですと、屋上に機械が上がったりということもあります。そういったものにつきましては、ある程度隠していただきたいのですけれども、隠し方についてもきれいに建物との統一性、スカイラインとかそういったような、空を切る部分のところについての配慮をいただきたいということで、そういうところにもデザイン的な配慮をいただきたいということで書いたものでございます。

山崎委員

分かりました。ありがとうございました。

小磯会長

よろしいでしょうか。

中野委員

質問ですけれども、先ほどの色彩関係のところに戻るのですけれども、資料3の基調色についてのものがありますが、下の方に 7.5 Y R , 7.0 , 6.0 ということになって、これが黄茶系というのか、これを示しているようですけれども、ここにある色、これはこの枠の中に入っているわけですね。7の6というのはどうやらこの辺にあるかなと思うのですけれども。この印刷とこの色が大分違うみたいですね、これは質問なのですが、これは使っている色ですか。

小磯会長

この表記、私の方から説明しましょうか。マンセルの表記については、まず、中野委員が説明した 7.5 Y R , 7 , 6 と書いてある、これは表示の例で、この表示のシステムは色相、それから明度、彩度の順で表示しているので、これは6分の7ではなく7の6というふうに読むのだということで、例として表示したのだと思います。

マンセルシステムというのは、人間の感覚的な色彩の属性で、色合いと明るさと鮮やかさというのがあるわけですけれども、まず色合いというのは無限に、例えば赤からだいたい、黄色とはじまると無限にあるわけですね。人間の目というのは 50 万色を識別できるといわれています。この色相に関しては、無限にあるのだけれどもそうすると尺度ができないというので、普通、マンセルシステムですと、色味を 40 色相というのですが 40 に分けている、そうすると、だいたい系統の中で赤に近いのが 2.5 Y R , 真ん中が 5 Y R , それから黄色に近い方を 7.5 Y R , もっと黄色に近いのを 10 Y R , 各赤系統、だいたい系統に属する色相を四つ、それが一番実用として扱いやすいだろうというので、四つずつ分けて全部で 40 色相あるわけですけれども、その内のだいたいで 7.5 Y R , 少し黄色に近いようなだいたい色系統を例に表示したので、この表にある例えば一番左上の赤系統でも、これも赤紫に近いものは 2.5 R , 標準が 5 R , だいたいに近いのが 7.5 R , それから最も近いのが 10 R と、その次にだいたい系統で 2.5 Y R , 5 Y R というふうに、ずっと記号が付くわけです。

これはみんな 5 R とか 5 Y R とか、そういうふうなものを、これはただコピーしたので、実際は非常に、これはコピーですからずれています。こういうふうなことを現実にもって行って規制すると、これは市役所、各出先機関共に、J I S の色表というのを置いて、今

幾らか分かりませんが、10万円前後で買えると思うのですけれども、それを各出張所等に置いて、そして係の人がそれと見比べて比較するという手段をとらないといけないと思うのです。そのときの参考資料としてここに表示したのではないかと思うのですけれども、何か補足することはありますか、事務局の方で。

中野委員

私の質問は、この一番下の色、これは使っている色ですかという、そういう質問です。

小磯会長

今、この規定ですとY Rは彩度6以下というのですから、この色はぎりぎりの鮮やかさのところになるわけですが、でも実際6というともう少し鮮やかですよ。この印刷、少しぼけて、もう少し鮮やかです。煉瓦色にもう少し近い感じです。

中野委員

もう少し大きいもので見ないと分かりにくい。

小磯会長

そうです。きちんと手作りで一つひとつ作った色表があるのです。マンセルなどはとても買えないですからJISのものを購入してやらなければいけないのではないかと思います。

中野委員

使ってもいいということであれば、それでいいのです。もう一つ質問は、一般区域における建造物の基調色ということで、特別区域はどうかですか、質問をしたいと思います。

池田街づくり推進課長

特別区域についても一般区域と同じ色彩というふうにしております。現段階でございますが。

中野委員

それはどこかに書いてありますか。

池田街づくり推進課長

まず、特別区域の二葉町の方でございますけれども、こちらについては一般の閑静な住宅地ということで、そもそもそういったけばけばしい色を想定しておりませんので、特に具体的な数値という形では盛り込まれておりません。それから、信濃川本川については、一般区域の基準をここに当てはめ、その他高さ等を加えた形にしております。

小磯会長

そうすると、後ほど特別区域に追加したことについてご意見を伺うのですけれども、この特別区域にある色々な規制というのは、今の色彩なども含めて一般区域の基準の他にこ

ういうことを守ってほしいということ，そういう解釈でよろしいわけですね。

高松委員

先ほどの中野委員の最後の言葉が少し気になりまして，確か中野委員は，先ほどの 7.5 Y R，7の6というこの表示が，左にありますオレンジの色と匹敵しているかというところでご質問いただいたと思うのです。でも実際は，この色は 6.0 ではないのです。先ほど，この表示の 6.0 はいけるのですけれども，この色もいけるのですねという，最後に念を押されましたけれども，この色は実際にはいけません。これは 6.0 ではありません。ですから，そこを間違えないでいただきたいと，たしかそういうご質問だったのです。回答が少し違っていたように理解しましたので，今，お話しさせていただいたのですが，7.5 Y R，7の6というこの表示のマンセル値は，左のオレンジの色と合致していませんので，実際の色ではないのです。ですから，こちらの基準では 6.0 は O K になっているのですけれども，この色は 6.0 ではありませんので，この色ではだめですよということです。先ほどこの色いけるのですねとおっしゃったのが最後のお言葉でしたので，この色は行けませんということで，よろしいでしょうか。この色は 6.0 ではないのです。もっと鮮やかなのです。彩度が高いです，実際のこのオレンジの色は。表示と合致していないのです。

小磯会長

今，高松委員が言ったのは，これはあくまでも概念図で印刷したものです，ですからこれはずれているのは当然で，概念としてここにある数値，この色を測定する，これは分光光度計で測らなければ出てこないのです。視感測色などだったら狂うわけです。ですからそういう意味で，これを測定すればこれが 6 かあるいは 6 を超えているか，あるいは以下かということは，測定しなければ言えません。しかし，概念として 6 以下という参考値にする場合に，あまり抽象的で何もなくて 6 だ，7 だと言ってもこれはなかなか分からないのです。そういう意味で出たので，厳密には多少違っているということをご理解の上，参考値として見てほしいと思います。本物は先ほど言ったように J I S で発行しているもの，それが一番近いです。J I S で発行しているのも我々分光光度計で測ると狂っているのがあるのです。そこまでいったら何もならないので，これは肉眼でほんの少しのずれぐらいですから。余談が入りましたが，今の，一般区域の中で規定されている色々な規制というのは，特別区域もその他に今度はこういうものを守ってほしいと，そういう意図だということが事務局の方で説明されました。

西村委員

いい規制だと思うのですが，対象の区分をはっきりさせておいた方がいいと思っています。アで 15 メートル，1,000 平方メートルを超える建築物の新築，増築，改築，移転とありますけれども，改修が除かれているのはなぜでしょうか。

事務局

まずこれは，外観に関するものということで，改修の場合，内部の改修だけは該当しません。もう一つは，イのところに「高さが 15 メートルを超え，又は延べ面積が 1,000 平方メートルを超える建築物の外観の変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の

変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの」ということで、ここで規定しております。

西村委員

例えば駐車場を新たに作ろうと、建物というのはエレベーションで建っている立面だけが外観ではなく、敷地全体が外観ですし、もしかするとシースルーのガラス張りの建物だと、中も景観になるわけで、そのときに駐車場を作ろうとしたときに、景観のコントロールができるのと有り難いわけです。既存不適合なものというのは街の中にたくさんあるわけですから、色々な機会に対象建築物になるように網をかけておいた方がいいと思うのですが、それは不可能でしょうか。

小磯会長

今の西村委員の意見に対して、他にございますか。この文言の中に、改修という言葉に関して不備があるのではないかというご指摘です。

西村委員

入れられたら入れた方がいいと。少し検討してくださいというお願いです。

それと、もう一つ工作物というのが8ページ目に少しあって、これまでご検討されている色彩のことに、けばけばしくならないようにとだけ書いてあるのですけれども、建築物と同じように、色彩の規定をしっかりと入れておくということにはできないものなのでしょうか。

小磯会長

工作物の色彩についての検討、現在ではけばけばしくという表現をしていますけれども、将来的には色彩規定とかそういったものできないか、あるいは現在、ここにできないだろうかということですが。

西村委員

検討されているようですので、工作物も建築物と同じように大きな面積を占めて、なかなか新潟の景観の中で、建築物以外のものが色々と問題を起こしていることが多いので、これも少ししっかりとした景観の計画の中に取り込んでおけたらなおいいだろうと思うわけです。

高松委員

私も大賛成です。やはり主体となる建造物を、ここでは工作物というアクセント的に考えやすいです。そうしますと基調色が、ここではけばけばしくならないようにとあるのですけれども、建築物に比べたらけばけばしくどちらかというとなりやすいですので、やはりそれよりもむしろ抑えるというふうな方向性の方が、実際には景観的にはいいかと思っておりますので、是非入れていただきたいと思っております。

加藤委員

工作物にも色々ありまして、看板も工作物になるわけですが、看板の場合、マンセルでこの記号で言われると、とても看板の用をなさないと思いますし、看板の場合は屋外広告物条例で大分規制されまして、今回も面積の規制が掛かりましたし、色の分についてはまだ掛かっておりませんが、そういうふうに看板には規制が大分掛かっています。ですから、工作物といわれても色々あるわけで、煙突も工作物ですしそこにあるアンテナも工作物ですし、色々あるわけですが、看板については一応工作物の中から除いて考えていただければと思っています。意見です。

池田街づくり推進課長

ただ今、加藤委員の方からお話がありましたが、工作物のここで述べている範疇には、広告物は入っておりません。屋外広告物条例での規定でございますので、こちらの対象とはしておりません。

その上で、工作物には鉄塔ですとか様々な通信用のものなどがございますので、法律に反しない範囲で少し具体的な表現、場合によっては最初の7ページの方と同じような表現を工夫してまいりたいと思います。

小磯会長

この工作物の色彩に関しても、これは景観アドバイザー会議の方でもかなり意見が出たと記憶しております。これから今後の課題として、やはりけばけばしいという表現の代わりに、やはり工作物の場合も色々な種類が多いですから、背景となる面積の、色彩についてはこうしようとか、そういった具体的な規制が出てくると思うのです。これに関してもあまり厳しくするのもいけないし、そうかといってあまり緩やかにしたら何もならない、効果がないということになるので、慎重に検討して決めなければいけないという意見はアドバイザー会議でも出て、会議ではまだ検討中というところです。

どうでしょうか、これも将来、そういった色彩の規定も含めなければいけない、西村委員、高松委員が言われましたけれども、これは将来課題でよろしいでしょうか。

西村委員

これは都市計画審議会でも申しましたけれども、一方的に審議会側が基準や計画を出すわけにもいかないわけなので、業界とよく話し合いながら、どこですり合わせられるかを決めるということが大事だと思いますが、新潟市は新潟に住んでいる人たちの都市景観を作っていく、保全していくという大きな役割をもっているわけですから、それに向かって、建築はこのマンセル記号でしっかりと色彩のコントロールをしようと言うことですので、屋外広告物も、ないしは工作物も、同じようにコントロールを平等にしていくということが大事だろうと。あまりそれぞれの業界に対してスタンスを変えないということが大事だろうと。しかしながら、そこでどうやってそれぞれの事業をしている組合の人たちと話し合いをもっていくかということも考えながら、うまくやってくださいというのが願いです。

小磯委員

これは、今後の課題に向けて重要な意見だと思うのですが、ここでは決めるのは無

理ですから、課題として当然検討しなければいけないし、今後検討するということでよろしいですね。事務局の方いかがですか、よろしいですか、今のことで。工作物、それから屋外広告物も当然色彩に関する色々な規制というかガイドライン、これも検討中であるし、屋外広告物審議会の方でこれから検討していく問題だと思っています。実際、検討しているところですよ。そういうことで、このご意見に関しては了解していただいてよろしいでしょうか。ここでは細かい数値は当然無理な話です。

他になければ、進行上次に進みたいと思います。特別区域の10ページ、11ページから信濃川に関する、そこまでの範囲でご意見、ご質問がございますか。12ページは最後にしたいと思います。

鈴木委員

質問させていただきたいのですが、10ページの建築物の対象事項のところになんてあります植栽の部分の、上から二つ目の の表現になると思うのですが、ツタ類で覆うことなどの工夫を図ることという表現がございますが、これについては将来的に、景観条例というのは、お願いではなくて法的な規制がかかるとういふうに解釈しておりますが、そうしますと例えばツタ類などを使ったりすると別の費用が掛かるわけですが、それに対して例えば補助が出るとか、そういったことはあり得ないことなのか、それからあり得るのであれば、表現を入れることが出来るものなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

小磯会長

これに関してはどうですか。ツタ類という具体的な名称が入っていますけれど。

事務局

現在、助成がありますのが生け垣助成と言われるものでして、既存のブロック塀等にツタをはわせるというのは、多分該当しないのではないかと思います。

それと今回、景観法に基づく基準になるわけですが、これをそのまま守らないから即罰則という形にはなりません。例えば当然届けなどを出さずにやったとか、それからこちらの変更命令とか、あるいは指導に従わなかったという場合については法罰則ということになり得ますが、これについては努めることという表現という形でありまして、ある程度指導的なところで止まるのかなという形で考えております。

池田街づくり推進課長

今のことに追加ですが、ここは努力目標なのですけれども、表記が図ることとなりますので、これはある意味義務付けられた形になりますから、少し工夫をさせていただきたいと思います。

山本委員

今のところなのですが、生け垣とコンクリートブロックとなっているのですが、板塀とかはどうなるのでしょうか、質問です。

池田街づくり推進課長

板塀は、今、歴史的な街並みを形成するのでむしろ歓迎すべき部分もあるかと思いますが、ここで遮蔽という部分をあまり、色々どんなケースか定義は決してございませんが、ようは街並みに合うように工夫することということで、ツタに限らず今おっしゃったような板塀も含んだ形で、もっと含みをもたせた表現を考えてみたいと思います。

山本委員

分かりました。

中野繁子委員

確認ですが、今のブロック塀とかコンクリートのむき出しを柔らかくしましょうということの表現なわけですけれども、このツタ類というのは入るのでしょうか。ツタ類で覆うなどして、むき出しのコンクリートなどを柔らかく見せる景観ということになるのだと思いますけれども、ツタ類というのは入れますか。ツタ類というのは正直言いまして、将来的にとても始末に負えないくらい大変になるものが、大変いっぱいありまして、全部が全部ではないけれども、手入れをきちんとすればそれなりにきれいになりますけれども、ツタ類というのはなかなか大変だと思います。ですからここに、むき出しのブロックを柔らかくするという表現を入れるのはいいのだけれども、ツタ類というのは限定しないでおいの方がいいと思いますが、どうでしょうか。花などを飾ったりする工夫なども色々ありますし、先ほど山本委員がおっしゃったような板塀もあるし、色々ありますけれども、柔らかさがあればいいのだという表現が伝わるような文面にされたらいかがだと思いますか。ツタは大変です。植えると後に後悔する方の方が多いような気がします。メンテナンスが大変なので、ツタ類というのを入れない表現をいくらでも出来るような気がします。

池田街づくり推進課長

我々としては壁面緑化というような取り組みがございますので、そのの分かりやすい代表的なつもりで例示を加えたのですが、それで少し偏った誤解が生ずるようでしたら、表現を工夫させていただきたいと思います。ツタ類にはこだわっておりません。

小磯会長

司会がものを言っではいけないのでしょうけれども、見ますと石積み、これは自然素材で石積になんでツタを絡ますかなんていう、細かく突けばそういう問題も出ますし、例えばブロック塀のようなものは自然素材または植栽などで覆うとか、表現を検討させていただくということでもいいのではないかと思います。ツタは私自身も隣の家まで伸びてしまって、刈ってくれとクレームがついた例を知っています。そういったこともあるし、固有名詞でツタが出ているというのは、色々な面で弊害もあるので、検討してください。

事務局

今の件ですが、実を言いますとこの形成基準というのは、今回景観計画のために作ったものではなく、平成10年に二葉町1丁目1区地区の地元の方たちが自分たちの意見ということで作り上げたもので、それが背景にあるということなので、あまり勝手にいじれな

い部分もありますので、こちら辺につきましては表現をこれにしておいて、地元と調整の上、今、審議委員の方々の意見があって、これを今後修正していくという表現でまとめていくという形を、検討させていただいてよろしいでしょうか。

小磯会長

ただ今の意見は、地域と事務局、行政で相談のうえ、表現をこれから改良するというところでよろしいでしょうか。他にございますか。

それでは 12 ページ、最後の 4 番目。景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針というところ、それから 5 番目、長いので省略しますけれども、屋外広告物のうんぬんと、この表記に関して質問、ご意見がございましたらお願いします。

山崎委員

12 ページ(1)の景観重要建造物の件についてですが、たしか前の審議会で文化財保護法でいう登録文化財もその対象といたしますよということは、私の思い違いでなければそういうことなのですが、景観法でこれが指定されると 6 ページ、外観の変更が 2 分の 1 を超える場合は届け出をしてくださいということが書いてあります。それはそれでいいのですが、実は文化財保護法でいう登録文化財というのは、4 分の 1 を超えると届け出をしてくださいと言うことですから、仮に登録文化財が景観法の指定になった場合は、一つの建物に対して二つの法律がかかってくる、2 分の 1 と 4 分の 1 の差が出てくるわけですね、どちらに合わせるという話ではないですが、これは事務局の方できちんとそういうことになった場合には、所有者の方にきちんと説明されておいた方がよろしいかと思えます。

小磯会長

今の山崎委員のご意見に対してありますか。

事務局

景観重要建造物等に指定する場合は、建築基準法とかそういったようなものは、一部除外規定ができますので、景観重要建造物を保存する、あるいは外観を残すというところが優先の基準に移行しますので、景観計画の一般地区とかそういったものについては規定が除外されるということになります。

小磯会長

これは登録文化財法、そういうふうなものを優先し、この規定からは除外されるということですね。

事務局

まず国の重要文化財に指定された場合につきましては、文句なしにそちらの方の基準が厳しいですので、そちらにいきます。あと山崎委員が言われているのは重要文化財ではなく登録有形文化財といわれる、50 年、それ以上を経た建築物について一般の方が申請するというものをいわれているのかと思うのですが、そういった場合につきましては、景観重要建造物に指定された場合はこちらの基準という形が優先するということになりま

す。

小磯会長

よろしいですか。明確になっていれば。

事務局

この指定する基準というのは別途設けていくという形になります。

山崎委員

つまり文化財保護法よりも景観法の方が優先するということですか。多分、それはあまり議論されていないと思うので、今ここで何だという話ではないのですが。

事務局

山崎委員の4分の1，2分の1の色彩の変更という関係でよろしいでしょうか。

景観重要建造物に指定されますと、少しでも軽微な管理以外は許可申請方式になります。2分の1とか4分の1とかという対象外です。

山崎委員

少し違いますね。登録文化財の場合は外観の4分の1を超えた場合は届け出してくださいというルールがあります。

事務局

景観重要建造物になりますと、外観を変える場合には修繕もそうですけれども、許可方式になります。許可を受けて直すということが可能かどうかという話になります。ようは軽微なもの以外はすべて許可になります。

小磯会長

よろしいでしょうか。他にございますか。

西村委員

12ページ5番の広告物ですけれども、「これを設置する場合は方法，数，意匠，形状，高さ，面積，色彩に配慮して」と書いてあって，改正案ですか，色については規定がされていないので，どうした方がいいでしょうか，こちらの景観計画案の方を色を除く，面積に配慮してとして色彩を除くか，基準改正案の中で色について少し言及しておくか，どちらかにした方がいいと思いますが，どうでしょうか。

池田街づくり推進課長

屋外広告物の色彩につきましても，今，あるべき色の制限ですとか種類などを色々研究しているところがございます，利害調整を今後積み重ねて，具体的に屋外広告物条例の中にうたいこんでまいりたいと考えております。

西村委員

それと、広告物の改正案の3ページを見ると、ビルの上にビルと書いてあるのですけれども、これは広告にはならないのですか。

事務局

屋外広告物といわれるものは、とにかく一般の家にある表札も屋外広告物なのです。ですから、外に表示されているものはすべて屋外広告物と考えていただいてもよろしいのです。ビルも屋外広告物になります。

西村委員

そうすると、壁面広告としての基準の適用を受けるということですね。

事務局

ビルというものにつきましては、どうしても表示だけはせざるを得ないだろうと、それと景観的に文字だけですので、景観的にそれほど煩わしいものにならないのではないかと、最低限の表示ではないかということで、それについては除外しようということで考えております。

小磯会長

よろしいですか。

屋外広告物審議会の方の、色彩に関する進行状況というのはまだ説明はできないわけですよ。具体的にはまだ、ここの段階ですね。これから当然、色々な看板の背景色の問題とかコントラストの問題が出てくるので、やはり検討しなければいけない、アドバイザー会議の方ではそういう意見が出て、これからの検討課題となっております。それでいいですね、事務局。他にございますか、12ページに関して。よろしいですか、それでは他にないようでしたら、新潟市景観計画(案)について、色々課題、修正意見出ました、それらを含めまして修正して、答申してよろしいでしょうか。反対の方は挙手をお願いします。

(「異議なし」の声)

それではそのように図らせていただきたいと思います。その他の項目がありますけれども、特に何かここでご意見を言っておきたいということがございましたらお願いいたします。

安田委員

先ほど山崎委員の方から、登録有形文化財保護法に関してご質問がありましたし、先回の審議会においても海岸や松林のことについてのご意見があったときに、都市計画で定める風致地区ということで、ここではお話ししないということでいただきましたけれども、そのあたりが、新潟市の景観を考えると、その他法令、条例に基づいて行為の制限を行うものを、ここで明示しておいた方が分かりやすいのではないかと思います。意見です。

小磯会長

海岸，松林に関して明示した方がいいと。

安田委員

それ以外に関して，法律で制限されているものに関して，こういった制限がありますよというふうにお示した方が，景観全体を考えると考えやすいのではないかと思います。

小磯会長

ありがとうございます。ご意見，伺っておいてください。他にございますか。

ここで色々気づいたことがあったらご意見をお伺いしておいて，これから色々検討あるいは改正するときに，やはり参考にしたいと思しますので，遠慮なくどんなことでも結構ですからお願いします。

上田委員

特別区域の指定に関してですが，今，2地区が指定されていて，今後もある程度幅広に指定を増やしていこうということで，先ほどあったわけでありませけれども，指定に関する要綱的なものをきちんと定めておいた方がいいのではないかと思います。指定の基準とか進め方，そういったものが全然見えないのですけれども。別の形か，この中に盛り込んだらいいのかどうかは分かりませんが，今後指定を拡大するに当たって，指定の手続きとか指定のやり方とか，考え方，そういったものをきちんと整理した方がいいのではないかと思います。

小磯会長

特別区域指定の要綱等の整備というか，なければ作ると。他にございますか。

田澤委員

先ほどの特別区域の中の，信濃川沿いの景観の基準なのですが，特にセットバックについて努力目標になっているわけですが，今，信濃川沿いのまちづくりに関連する議論の中で，一番の問題は人が歩けないという，結局やすらぎ堤しか歩けない。できれば理想的に言えば，ペディスティアンデッキで2階につながるという，新潟総合テレビのような例もあります。セットバックを誘導していくときに，何か誘導しやすい施策とありますか，具体的なものは，これ以外に検討されているのか，今後の抱負やビジョンがあればお話しただきたいと思えます。

池田街づくり推進課長

いい景観を作っていただくためには，もちろん規制ということが一つあるわけですが，それだけではなくボーナスと申しますか，インセンティブをもっていただくという施策が重要なのは十分認識しております。そういったいい空間を作っていただけるような，例えば優良な建築物の整備ですとか，そういったことに国などの補助事業もございまして，そ

ういったことの活用を、今までもこれからも図ってまいりたいと思っておりますし、新年度から景観の形成誘導を強めるという、我々のスタートの年ですので、新たに国の補助事業までいかない、ある程度の小規模のものについても、いい周りの環境を作っただけのものについては助成をしていけるような制度を考えて、新年度には何とか予算化を図りたいと考えております。

中野委員

今後、特別区域をさらに指定していくという場合に、何か作ったらいいだろうというお話もありましたが、この前私も質問したのですが、なんで二葉町1丁目1区なのですかという質問をしたら、地元が熱心だからというような答えだったと思うので、熱心だからではあまり、それも必要要件ですけれども、やはり新潟市という街を景観的にすばらしく仕上げていくということになると、地元の人が熱心だから、順序に指定していくのではなく、全体を見渡してここは指定すべしというものを、審議会あるいは行政なのか知りませんが、ここで作って、それを積極的に図っていくという方がいいのではないのでしょうか。

まちづくりに無関係の所はないわけですが、例えばどこかで熱心なエリアがあって、是非指定してくれと言ってきたら、どんどん順番に指定していくというのでは、ちょっと権威がないというふうに思うので、将来はこの辺はずっと指定して、いい景観を作った方がいいというものをあらかじめ設定しておいて、そして積極的に地元働きかけるといった方がいいのではないのでしょうか。ということの一つ意見としてお話ししたいと思います。

もう一つ、先ほど少しお話がありましたが、海岸、砂浜、松林と、これは新潟市のもつすばらしい景観だと思うのですが、これはどうも、現状はテトラポットで壊れておまして、あまり美しくないとされるので、将来、どういう砂浜を作っていくのか、松林の整合性と併せまして、これはこの景観審議会で議論していいのかどうか、すべきなのかどうかということとは分かりませんが、いかがなものでしょうか。お聞きしたいと思います。

小磯会長

今、中野委員からは意見としてお伺いしたいというところで、一つは特別地区、市とかこの審議会がイニシアチブをとってもいいのではないかとということ。あるいは、海岸、松林、そういった所の新潟の自然、そういうところに関する景観的な配慮、こういうものも構築してほしいというようなご意見だと思うのですが、事務局として何かございますか。

池田街づくり推進課長

景観を作り上げていくというそういった長い時間をかけた作業でございますので、もちろん市民が自ら、我々も基本理念に掲げております、市民が主体となって景観づくりを進める、これと先導的に行政として景観づくりを仕掛けていく、この両輪であろうかと思っております。特別区域についてもしっかりと、この信濃川沿いについては我々新潟市としてリーダーシップをとって指定したというふうに、自画自賛させていただいておりますが、このような形で、先導的に働きかける部分、そして市民の方々から湧き上がる部分、こういったことを両輪で考えてまいりたいと思っております。

それから海岸とか松林，もちろん大事な景観でございます。我々この景観計画の中で，その思想，理念はうたいこんだというつもりでありますので，個々の事業の中で，我々の景観計画の思いを共有していただいて，その事業ごとに努力していただきたい，また，我々からも積極的に働きかけていきたいと思えます。

小磯会長

ありがとうございます。

他にご意見ないようでしたら，この辺でマイクを事務局にお返ししたいと思います。皆さん，ご苦労様でした。

高井街づくり推進課長補佐

以上を持ちまして第 15 回新潟市都市景観審議会を終了させていただきます。委員の皆様方，ありがとうございました。

以 上